

ジョン・リルバーンに

かんする覚書（続）

浜 林 正 夫

I

さきにわたくしは、イギリス革命の平等派の指導者であるジョン・リルバーンの諸著作を分析して、かれの思想は、ほかの平等派指導者（リチャード・オーヴァトンやウィリアム・ウォールウィンなど）と異なり、伝統主義の色彩が濃く、また私有財産制をつよく支持している、という特異性をもつことを指摘した⁽¹⁾。しかし、リルバーンの思想をみていく場合に、どうしてもとりあげなければならないのは、その宗教思想である。やや図式的であるが、類型論的に分解していえば、リルバーンの思想のなかには、ピューリタニズムと伝統主義と自然法思想の3つがからみあっている、とわたくしは考えているのだが、このうち、ピューリタニズムについては、さきの「覚え書」では十分にとりあげることができなかった。そこで本稿は主として、宗教思想という面から、リルバーンをみてみたい、と思う。

前稿でのべたように、リルバーンの思想がまとまった形ではじめてしめされたのは、1645年10月の「イングランドの生得権の正当づけ」である⁽²⁾が、このころから、リルバーンの著作のなかでは、宗教的色彩がうすくなり、政

(1) 拙稿「ジョン・リルバーンにかんする覚え書」（商学討究第15巻第2号、1964年9月）。もちろんこういう「特異性」は、ほかの指導者の思想分析との比較をまわって、はじめて確定されるのであって、そのかぎり、さしあたり、ひとつの推測にすぎない。オーヴァトンやウォールウィンについては、その思想分析を、わたくしはいま準備中である。

(2) 前掲論文6ページ。

治問題がつよく前面へおしだされてくるようになる。したがってかれの宗教思想をうかがうのには、それ以前の著作の方が適当で、とくに重要なのは、1639年の「人々よ、彼女より出でよ」と、1645年1月の「T. B. による9つの議論への答弁」の2つである。いずれも、リルバーンの著作であることが、タイトルに明示されており、著者推定にかんする疑問の余地はまったくない。この初期の著作にみられる宗教思想が、中期および後期まで一貫して変わらなかったかどうかは、問題のあるところであるが、まずとりあえず、この2つの著作からリルバーンの宗教思想をうかがってみよう。

II

「人々よ、彼女より出でよ」は、獄中で書かれたもので、そのサブタイトルのしめすように、国教会の牧師の説教をきくことについてのある婦人の疑問に答え、「誤ってブラウニズムとよばれている」分離主義の立場を主張したものである。⁽¹⁾この書名の「人々よ、彼女より出でよ」という言葉は、ヨハネ黙示録第18章第4節からとったもので、そこではバビロンの汚れからまぬかれるために、その地からいでよ、と説かれているが、リルバーンはバビロンを国教会におきかえ、国教会から分離せよ、と主張している。その分離主義の立場はきわめて明確であって、疑いをいれる余地はまったくない。リルバーンの宗教思想の分析に先立って、このことをまず確認しておくことが必要である。というのは、すでにいくたびも指摘されてきたように、正統カルヴィニズムの立場は、のちの長老派および独立派もふくめて、決して分離

(1) この著作のフルタイトルは、以下のとおり。 *Come out of her my people: or An Answer to the question of a Gentlewoman (a professor in the Antichristian Church of England) about Hearing the Publicke Ministers: where it is largely discussed and proved to be sinfull and unlawfull. Also A Just Apologie for the way of Totall Separation (Commonly but falsly called Brownisme) That it is the truth of God, though lightly esteemed in the eyes of the blinde world. With A Challenge to Dispute with them publicly before King & Counsell: to prove whatsoever I said at the Pillery against them. Viz. That the calling of them all is jure Diabolo: Even from the Divell himselve.*

主義ではなかったからである。このことを、わたくしはかつて独立派のカルヴィニスト、ジョン・オウエンを例にとって指摘したことがあるが、オウエンや長老派のウィリアム・プリンなどとくらべてみると、この点にかんするかぎり、リルバーンは正統カルヴィニズムの主流からはずれている、といわなければならない。

では何故、リルバーンは国教会からの「分離」を主張したのであろうか。その理由はきわめて簡単であって、一言でいえば、国教会が反キリスト的であり、「悪魔的」であるからにはほかならない。牧師(minister)の権威は高位聖職者(prelate)の権威より生じたものであり、高位聖職者の権威は法王の権威より生じたものであり、法王の権威は悪魔(devil)より生じたものである。「その制度は神から生じたものではない。……かれらはキリストの法および力によってつくられたものではなく、キリストの敵(Antichrist)の法と権威とによってつくられたものである。」⁽²⁾「法王の力と権威は悪魔によるものであり、かれら(主教 bishops——引用者)の現在の力と権威と支配権と職務(calling)は法王によるものであって、したがって法王のそれと同じように、元来は悪魔から生じたものである。」⁽³⁾国教会の牧師が説いているのは、神の言葉の外見(outside of the Word)のみであって、その核心にはふれていない。「何故なら、かれらのうちのもっともすぐれたものでさえ、神の言葉の核心や、神のすぐれた多くの真理には、無知だからである。それは、かれらの悟性が、キリストの敵の暗黒の王国の霧によってくもらされ、真理をみる精神的な眼が欠けているからである。」⁽⁴⁾かれらは、「内なる召命(inward calling)」⁽⁵⁾をもたず、その王国を維持するのに、精神的な議論(spiritual argument)を用いることができず、もっぱら、「暴力(club-law)」すなわ

(1) 拙稿「革命的ピューリタニズムの思想構造」(歴史学研究 第277号, 1963年6月) 22ページ参照。

(2) *Come out of her my people*, p. 9, cf. p. 8.

(3) *Ibid.*, p. 25.

(4) *Ibid.*, p. 10.

(5) *Ibid.*, p. 9.

ち、「専制、流血、残虐」によっている⁽¹⁾。

こういうリルバーンの国教会批判は、論理的というよりもむしろ直観的、心情的であり、かれ自身が国教会による迫害弾圧の犠牲者であって、当時なお獄中につながれていたという体験に根ざしたものであった。だから、ローマ法王が何故「悪魔的」であるのか、ローマ法王から分離したのちもなお、イギリス国教会が法王と結びつけて非難されなければならないのは何故か、というような点についての論理的な説明は、少なくともこの著作のなかでは、ほとんど見あたらない。国教会の教義批判も、「化体論(Transubstantiation)という馬鹿げた恐ろしい教義」に一言ふれているのみであり、教会組織⁽²⁾については、国教会が聖書のさだめに反して100以上の役職をもっていること、および聖職者は上から任命さるべきではなく、「個別教会(particular churches)の教会員によって、えらばれ、任命される」べきであると主張されている程度である⁽³⁾。したがってリルバーンの国教会批判は、決して論理的に説得的であるとはいえないであろう。むしろそれは、かれ自身の体験と信念とから生まれ、ゆるぎない確信に支えられた心情的なものであった、といわなければならない。

この信念は、何よりもまず、みずからを、「神のえらばれたる民」と確信する強烈な意識に支えられている。この世界には、「キリストの王国」と「悪魔の王国」との2つしか存在しない。したがってまた、キリストのしもべとなるか、悪魔のしもべとなるか、という2つに1つの路しかありえないのである⁽⁴⁾。この書物の「読者への序文」のなかでも、「罪の人(man of sinne)

(1) *Ibid.*, p. 25.

(2) *Ibid.*, p. 33.

(3) リルバーンによれば、聖書のさだめによれば、教会の役職はわずか5つ(pastor, teacher, elder, deacon, widow)であるとされる。その典拠としてあげられているのは、ロマ書12章7節、エペソ書4章11節、ピリピ書1章1節、テモテ前書3章1. 2. 5節、テトス書1章5. 7節である。 *Ibid.*, p. 16.

(4) *Ibid.*, p. 4.

(5) *Cf. Ibid.*, p. 33.

と「神の選民 (Gods elect)」との対抗という考え方が、明確にのべられているけれども、リルバーンの宗教思想にまさに特徴的なのは、この「神の選民」という確信と、「キリストの敵」へのはげしい敵対の意識であった。

したがってリルバーンにおける「分離」の思想は、決して国教会からの逃避でもなければ、諸宗派の平和共存を意味するものでもない。「キリストの敵」である国教会と、「神の民とはいかなる精神的結びつき (spiritual communion) をももちえない⁽¹⁾」のだから、「分離」は必然であるが、しかしリルバーンの場合には、それはたんなる「分離」ではなく、国教会に対する抵抗と革命に結びつくものでなければならない。国教会の命に従わないことが、「すべての神の民の義務⁽²⁾」であるばかりではない。国教会の聖職者はすべて「偶像」なのであるから、「すべて神の民は、忠誠な兵士、忠実な臣として、これをくつがえし、ひき倒す手段となり、助けとならなければならない⁽³⁾」と、リルバーンはいうのである。もっともこの段階では、すでに指摘したように、リルバーンは国王に対する抵抗は主張していない。世俗権に対して武器をもって立上ることは、神の民にはゆるされていない、とリルバーンは考え、世俗権に対しては消極的服従が主張される⁽⁴⁾。そのかぎり、リルバーンは革命家というより、なお殉教者的であるが、しかし国教会に対するこのはげしい戦闘性は見逃すことのできないものである。この点で、たとえば1641年の「ブラウニストの謙虚な請願」との比較は、興味ぶかい問題を示唆するであろう。この「請願」は、D. M. ウルフの文献目録では、ウィリアム・ウォールウィンの手によるものとされているが、その点については断定は困難であるけれども、ともかく、この「請願」もまた分離主義の立場に立ち、宗教的寛容を主張する。「もしブラウニストがその良心の命に従い、言

(1) *Ibid.*, p. 12.

(2) *Ibid.*, p. 14.

(3) *Ibid.*, p. 12.

(4) 前掲拙稿, 4~5ページ参照。

(5) D. M. Wolfe, *Milton in the Puritan Revolution*, London, 1941, p. 481. ウルフは T. C. ピースの推定に従っているらしい。

葉にもとづいて、分離し、プロテスタントの教会へいこうとしないなら、かれらを放任し、好むところでその宗教を自由におこなわしめよ。⁽¹⁾そして「請願」は、たんにブラウニストだけではなく、ピュウリタンも、ソジニアンも、アーミニアンも、ファミリストも、アダマイトも、そしてさらにカソリックにさえ、信仰の自由を承認せよ、と訴える。カソリック教徒もまた、信仰の自由を認められるなら、「世俗的支配者としての国王に服従し、つつましく国家とその法に従い、ともに平穩に生活するであろう」といわれるのである。⁽²⁾ここにあるのは、まさしく諸宗派の平和共存であって、「キリストの敵」との対決ではない。宗教的寛容は、争いと不満とを柔げるために要求されているのであって、ここでもとめられているのは、何よりも平和である。だが、リルバーンはいう。「神の偉大な聖なる名を高めることこそ、わたくしのあらゆる行動、くわだて、おこないの唯一の目的であり、もしそのために友人から憎しみをうけることがあれば、『われは地上に平和を投ぜんがためにきたるにあらず、剣を投ぜんがためなり』という主の言葉を慰めとするであろう。⁽³⁾」リルバーンがもとめているのは平和ではない。迫害を恐れず、友人、親戚を失うことを恐れず、富も名誉も、生命さえも失うことを恐れず、ただ神の真理をもとめ、神の栄光をたたえよ、とリルバーンはいうのである。⁽⁴⁾同じように分離主義を主張し、ブラウニズムをよう護するといいながら、「請願」とリルバーンとのあいだにある宗教的立場の差は、きわめて明白であろう。前者は、平和をもとめて諸宗派の共存を説き、後者は「神の民」の確信に支えられて国教会の打倒を主張する。前者は近代的合理主義的であるが、後者は革命的カルヴィニスト的である。分離主義という主張において、リルバーンは正統カルヴィニストの主流からそれているが、しかしその宗教思想の基調は、以上のような意味において、やはりカルヴィニスト的

(1) *The Humble Petition of the Brownists*, 1641, p. 3.

(2) *Ibid.*, p. 4.

(3) *Come out of her my people*, p. 7.

(4) *Cf. Ibid.*, p. 5, p. 18.

とあってよいであろう。

リルバーンにおけるカルヴィニスト的傾向は、さらに「言葉」(=聖書)の重視にあらわれている。伝統や解説を排し、ただ聖書にのみ従え、というのがカルヴィニズムの教えの1つの特徴であるが、リルバーンもまたそういう立場をつよく主張した。「神の書物は、無謬の真理であり、論争の唯一の裁きである。⁽¹⁾ 真理はただ神の「言葉」のうちのみあり、教会がこれにつけ加えているもろもろの解釈のうち、真理をもとめることは誤りである。そこから、一方においては、「人間的学問(human learning)」、「知識」への軽視と、他方では「召命」の重視とが生まれる。神の民の真理は、学問によってえられるものではなく、信仰と召命とによって与えられるのであって、すでにのべたように、国教会の聖職者に対する批判の焦点の1つは、かれらが召命をうけていない、という点にあるのである。

「言葉」の重視というこのような態度は、いわば教条主義とでもいいうべきものであるが、リルバーンの場合には、それは決して教条主義ではなく、むしろその逆の主観主義と結びついている。かれの著作のなかには、「言葉」を重視せよ、とはいわれているけれども、その「言葉」の内容がどのようなものであるのかという教義論は、まったくといってよいほどみられない。たとえば、カルヴィニズムの中心教義とふつういわれている救済予定説についても、一言もふれられておらず、聖霊論もまったくみられない。教義論の欠如がリルバーンの宗教思想の特徴だとさえ、いえるのである。それは、1つにはかれがロンドンの徒弟の出身であって、神学の素養に欠けていたということにもよるのであろうけれども、しかし、もう1つには、その宗教思想がカルヴィニスト的であると同時に、神秘主義的傾向をもっていたことにもとづくといってよいであろう。その傾向は、リルバーンの最初の著作である「キリスト者の試練」(1638年3月)や、それにつづく「けものの仕業」(1638年)のなかでは、きわめて顕著であり、みずからの受難は、神との神秘的合

(1) *Ibid.*, p. 35.

一の体験としてうけとめられているのだが⁽¹⁾、この「人々よ、彼女より出でよ」のなかでも、千年王国論的期待と結びついてあらわれている。黙示録が重視されていること自体がその1つのあらわれであるが、リルバーンによれば、黙示録の第10、14、16章にあきらかなように、「けものの王国」は終わりに近づき、「真理の光と精神の光がかがやきはじめた⁽²⁾」のであり、受難と迫害のうちにあつて、かれの心はよろこびと安らぎと幸せに充ちていたのであつた。「いまこの苦しみと捕われの状態にありながら、わたくしは魂の望むすべてのものをもっている。わたくしは神とキリストとその聖霊をもち、安らぎと真の平和と安心とをえている。たとえ捕えられ、鉄鎖につながれていようとも、わたくしは自由である⁽³⁾。」

こういう千年王国論や神秘主義は、じつはカルヴィニズムそのものに、まったく無縁のものではなかつた。とくにイギリスの場合には、J. ミードの「黙示録の鍵 (*Clavis Apocalyptica*)」(1627年)の影響もあつて、神秘主義の傾向は多かれ少なかれ、カルヴィニズムとからみあつていた⁽⁴⁾。しかし、正統カルヴィニズムの場合には神秘主義的傾向は弱く、教義論が前面へおしだされるが、リルバーンの場合には神秘主義への傾斜がかなりつよくみられるといわなければならない。このことはおそらく、さきにのべたかれの分離主義と無関係ではないであろうし、学問、知識の軽視、貧しさと質朴さの賛美にも結びついているといえよう。またカルヴィニズムに特徴的といわれるあの世俗内的禁欲の職業倫理が、リルバーンにはまったく欠けており、「召命」はただ純粹に宗教的にのみ考えられていることも、これと無関係ではないであろう。

(1) 前掲拙稿3ページ参照。

(2) *Come out of her my people*, p. 17.

(3) *Ibid.*, p. 24.

(4) Cf. M. Walzer, *The Revolution of the Saints, A Study in the Origin of Radical Politics*, Cambridge, Mass., 1965, pp. 292~293.

Ⅲ

1645年1月に出版された「9つの議論への答弁」⁽¹⁾は、そのタイトルのなかに、「ずっと以前に書かれた」とのべられており、その執筆時期は、1638年ごろ、つまり、「人々よ、彼女より出でよ」とほぼ同じころと推定されている⁽²⁾。その内容は、「彼女より出でよ」とまったく同一といってよく、ただ国教会批判がより詳細であり、体系的となっている点にのみ、違いがあるといえよう⁽³⁾。ここでの中心論点は教会論であって、リルバーンによれば、真の教会とは、「信者よりなるものであり……、神に召されていない人々よりなるものではない」⁽⁴⁾、「福音のもとにおけるキリストの真に可視的な教会とは、神の言葉の説教をうけているあらゆる種類の人々からなりたっているものではなく、ただ、その改心をおもてにあらわし、真の信者とみなされうる人々によってのみなるものである」⁽⁵⁾とされる。こういう教会観から、国教会のような包括的なナショナルな教会は、まさにそれが包括的であるということによって、偽わりのものと断定されざるをえない。「イングランド教会は、真の信者、すなわち、召命と実践とによる聖徒からなるものではなく、あらゆる種

(1) フルタイトルは次のとおり。 *An Answer to Nine Arguments written by T. B. Wherein is plainly from the Scriptures shewed the weaknesse of his Arguments, whereby he undertakes to prove both the Church and Ministry of England true: as likewise describing the nature and properties of a true Church and Ministry. Written long since by that faithfull Servants of God and his Countrey, John Lilburne Leiftenant Collonell: And now published for further good, by a well-willer to Him and the Truth.* この T. B. という人物が誰であるかは不明。出版者は出版者の序文の末尾に M. N. というイニシアルを付しており、トマス・コレクションのカタログでは、これは Marchamont Nedham とされている。

(2) Cf. P. Gregg, *Free-born John, a biography of John Lilburne*, London, 1961, p. 70, J. Frank, *The Levellers*, Cambridge, Mass., 1955, p. 21.

(3) 出版者である M. N. は、この国教会批判を長老派批判へも適用しようとし、「今日、スコットランドの長老派がやっていること」は国教会のかつてのやり方と同じだ、と序文のなかでのべているが、本文中には、とうぜんのことながら、長老派批判はない。

(4) *An Answer to Nine Arguments*, p. 8.

(5) *Ibid.*, p. 11.

類の邪悪な人々、つまり、魔女、魔法使、売春婦、よっばらい、偶像崇拜者、誓約者、神を汚すもの、その他あらゆる汚れた、みだらな、よこしまな生活をおくるものからなりたっている。それゆえ、それはキリストのほんとうの教会ではなく、偽わりの反キリストの⁽¹⁾教会である。」たんにイギリス国教会のみではない。およそナショナルな教会は、すべて「反キリスト的であり、罪の人のさだめと制定による」⁽²⁾とリルバーンは主張する。教会はそのあるべき姿においては、すべて「自由な独立の団体、あるいは、ただキリストのみをその首長としてこれに依存する集団 (congregation)⁽³⁾」でなければならないのである。これはトレルチのいわゆるセクト型教会論の典型ともいうべきものであって、イギリス国教会がいかにもその正当性を主張しようとも、それは国教会であることから、真の教会たる性質を原理的に否定されなければならない。したがってとうぜん、「神の選民」にとっては、そこから分離することが、⁽⁴⁾「義務」となる。国教会は、神の花嫁として国民の「母」といわれるが、実はこれは不法な結びつきであり、「母」ではなくて「売春婦」⁽⁵⁾であり、選民はここから分離することによってますます神へ近づき、「みずからのえらびと救いを確実なもの」⁽⁶⁾とすることができるのである。それだけではない。国教会が「キリストの敵」であるかぎり、「神の民」はたんにそれから「分離」するだけではなく、「その良心において、悪魔のごとくこれを憎み、その力のかぎりをつくして、これに対抗しなければならない。」⁽⁷⁾ここにみられるのも、たんなる「分離」による共存ではなく、「神の民」の確信に支えられた戦闘的な姿勢である。おそらくは非分離カルヴィニストへの批判をもふくめて、リルバーンはつぎのようにのべている。「その王国のいかなる改

(1) *Ibid.*, p. 11.

(2) *Ibid.*, p. 38.

(3) *Ibid.*, p. 38.

(4) *Ibid.*, p. 22.

(5) *Ibid.*, p. 4.

(6) *Ibid.*, p. 37.

(7) *Ibid.*, p. 14.

革も、もはや役に立たないことは、いまやあきらかである。いまやそれは絶滅され、根絶されなければならない。そののちにはじめて、キリストの可視的王国が栄え、全世界の賞賛をうけるにいたるであろう。⁽¹⁾

ここでもリルバーンは「哲学」や「論理」をしりぞけ、「ただ聖書の権威にのみ」⁽²⁾よれといい、T. B. の議論は、「人間的な悪魔的な発明」による⁽³⁾って、これをしりぞけている。千年王国論や神秘主義的傾向は、さきの「人々よ、彼女より出でよ」ほど顕著ではないが、しかし、「世俗」との訣別はつよく主張されており、「禁欲」の倫理はまったく宗教的にのみと⁽⁴⁾かかれている。ただし、それが「世界」からの逃避へ結びつくのではなく、「世界」とのたたかいへ結びついていることはいうまでもない。世俗権力に対しては、いぜんとして消極的服従が考えられているのかどうかは、この著作では何ものべられていないので、あきらかではない。

以上のような初期リルバーンの宗教思想は、基本的にカルヴィニズムの立場にたち、これに心情的な、神秘主義的傾向がかなりつよくからみあったもの、ということができるであろう。それはおそらく、イギリス革命期におけるカルヴィニズムの大衆化された形体とみることができであろうが、平等派のなかではオーヴァトンやウォールウィンの合理主義とはいちじるしく性格を異にするといわなければならない。いまオーヴァトンやウォールウィンについて詳論する余裕はないが、さきにリルバーンとの比較において言及した「ブラウニストの謙虚な請願」が、たとえウォールウィンの筆によるものではないにせよ、かれの「愛の力」（1643年）や「同情ふかきサマリヤ人」

(1) *Ibid.*, p. 34. ただしリルバーンは、「分離」ではなく「改革」を主張した人々も、国教会が反キリスト的であることを認めていた、として、カートライトらの例をあげている。Cf. *Ibid.*, p. 25.

(2) *Ibid.*, p. 2.

(3) *Ibid.*, p. 3.

(4) 「わたくしは、キリストにおいて神を享受することを、すべての世俗的な恩恵や富以上に尊重する。そのことのたのしみのために、わたくしは、よろこんで、すすんですべての世俗の宝、よろこび、快樂を捨て、迫害、苦しみ、あらゆる困難をよろこびと栄光をもって、さらにいっそう耐えていこう」*Ibid.*, p. 36.

(1644年)にみられる宗教思想の基調は「謙虚な請願」と同じ性格のものであり、またオーヴァトンの「人間の死滅性」(1644年)は、ときに唯物論的とさえいわれるほど合理主義的なものであった。さきにも述べたように、リルバーンはその伝統主義や私有財産制支持のとくにつよい主張において、平等派指導者のなかでややユニークな存在であったのだが、さらにかれは、その神秘主義への傾斜をふくむカルヴィニズムにおいても、特異性をもつのである。しかしこの特異性は、リルバーンをして思想的に孤立せしめたのではなく、むしろ逆にかれを「民衆の英雄」たらしめたのであった。何故なら、ウォールウィンやオーヴァトンの合理主義は、近代的といえはたしかに近代的であるが、その知的合理主義のゆえに、かえって大衆性をもちえなかったからである。同時にまたリルバーンの「大衆性」が大衆の偏見や感情への追従に終わらず、イギリス革命におけるもっとも徹底した民主主義の原理へ高められていったのは、それがオーヴァトンらの合理主義と結合しえたからであった。この点の解明には、オーヴァトンらの思想分析と、平等派運動全体のもっともたちいった追求とが必要であるが、さしあたりここでは、1つの見通しとして、以上のような、大衆運動としての平等派の思想のもつ複雑さを指摘しておきたい。

IV

リルバーンの宗教思想を1645年以後にかんして追求することは、いちじるしく困難である。それはかれがそれ以後は宗教問題にほとんどふれなくなり、もっぱら政治的、経済的な問題に集中し、「殉教者」から「革命的民主主義者」へ成長していくからである。⁽¹⁾しかしここでの1つの重要な問題は、平等派の政治綱領のなかで重要な地位をしめる「信仰の自由」の問題であろう。平等派はその「人民協定」のなかで、議会の権力をもってしても奪うこ

(1) この時期は、リルバーンがオーヴァトンらと知りあい、平等派が1つの勢力として結集されていく時期と対応している。拙著「イギリス市民革命史」(1959年 未来社) 173ページ参照。

とのできないすべての国民の「生得の権利」の1つとして、「信仰の自由」をかかげていることは、周知のところであろう。しかしリルバーン的な戦闘的カルヴィニズムは、平和よりもまず真理をもとめよといい、「キリストの敵」に対する非妥協的なたたかいを主張した。このリルバーンの思想は、いったい「信仰の自由」という原則を容認しうるものなのであろうか。もし容認しうるとすれば、そのことはどのような論理によって可能となるのか。この問題を少し追求してみよう。

リルバーンの単独の著作かどうか疑わしいとされている「イングランドの生得権の正当づけ」(1645年)では、宗教問題にかんしては、攻撃の矢は、国教会に対してではなく、長老派に対して、はなたれている。そこではまず、「厳粛な同盟と契約」の強制が、かえって議会派陣営の内部の対立をふかめたことが指摘され、さらに当初の期待に反して、10分の1税の徴収というカソリック的な制度をかえって強化し、国教会の位階制を廃止しながら、これに代えて長老派の位階制をつくりあげたことが非難されている。長老制もまた、「キリストの敵」であるローマ法王の制定にもとづくものにほかならない。⁽¹⁾全国的包括的な教会制に原理的に反対するリルバーンの立場からすれば、長老制も、とうぜん、うけいれがたいものであった。ここにもまた、諸宗派の共存はない。「厳粛な同盟と契約」の強制は、それが「強制」であるがゆえに反対さるべきのみではなく、反キリスト的な制度としても反対されなければならないのである。法律家に対する批判に関連して、「誠実な説教と神の規律とによって、人々の心のうちに神聖さ(Godliness)と真の宗教とがひろげられれば、国家は数多くの法律家の必要から解放されるであろう」⁽²⁾といわれる場合にも、ここにあるのは、真理と規律をもとめるカルヴィニスト的態度である。しかしこれと同時にこの著作では、正義は宗教的意見

(1) Cf. *Englands Birth-Right Justified*, pp. 12~16, in W. Haller ed., *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution, 1638~1647*, N.Y., 1933, vol. III, pp. 270~274.

(2) *Ibid.*, p. 37, in W. Haller, *op. cit.*, vol. III, p. 295.

にかかわりなく、公平におこなわれるべきだとして、次のようにいわれている。「いかなる宗派 (faction) にぞくしようとも、つまり、カソリックであろうと国教徒であろうと、長老派、独立派、分離派、再洗礼派のいずれであろうと、すべての人に誠意をこめて正義がおこなわれるべきである。何故なら、それは正義なのだから。」⁽¹⁾ 国教会のみでなく長老派をも、「キリストの敵」としてはげしく攻撃する態度と、このように、カソリックもふくめて、宗派のいかににかかわらず正義をおこなえ、と主張する態度とは、はたして両立しうるのであろうか。もしこの2つの態度が両立しうるのなら、宗教問題と世俗的なことがらとの分離という、信仰の自由の主張の原則が、ここには存在しなければならない。リルバーンがそういう原則にすでに到達していて、宗教的にはきびしい批判をあげせながら、政治的にはカソリックまでふくめて無差別にその権利を保障せよと要求したのであろうか。あるいは、リルバーン以外の平等派指導者の手がここに加えられたのか。そのいずれとも、断定することは不可能であるが、この著作がリルバーン1人の手によるものではないということから考えると、この政治と宗教の分離の主張には、リルバーンのものではない思想の影響があるようにも思われる。

もちろんリルバーン自身にもそういう政治と宗教の分離の主張はあった。たとえば1647年1月の「抑圧されたものの抑圧の宣言」においては、「長老派も国教会と同じように、その聖職者 (ministers and officers) は、正当な召命をもたず、また合法的にえらびだされたのでもない……したがってそのすべての聖職者は偽物であり、反キリスト的役職者である」⁽²⁾ という、リルバーンの一貫した教会批判がみられ、これとならんで、行政者が宗教問題について決定することの危険が強調される。長老派教会が、「現在の議会や行政者をして、異端という名目で聖徒や神の民を迫害せしめるなら」⁽³⁾、それはメ

(1) *Ibid.*, p. 38, in W. Haller, *op. cit.*, vol. III, p. 296.

(2) *The Oppressed Mans Oppressions declared*, pp. 21~22.

(3) *Ibid.*, p. 35.

アリ時代の迫害と同じものとなるであろう。行政権は宗教に介入すべきではないというこの主張は、「人々よ、彼女より出でよ」のなかで、国教会が「精神的な議論」を用いず、あるいは用いることができず、もっぱら「暴力」によったことへの、かれの非難にもつながるものであり、そしてそのかぎりでは、オーヴァトンらの信仰の自由の主張と一致する。しかしリルバーンの場合に、あくまで迫害は、「キリストの敵」による「神の民」への抑圧なのであって、そのかぎり、信仰の自由の主張は、神の民による真理の確立と両立している。だが信仰の自由が、誤った教えを信ずる自由や、神を信じない自由までもふくめた原理となることは、リルバーンの場合にはとうてい考えられなかった。そういう意味では、近代的な信仰の自由の原則からみれば、リルバーンの主張は一定の限界をもっていただけでなければならない。しかしこの限界は、ひとりリルバーンの限界であるのみでなく、カルヴィニズム一般にみられたものであり、革命思想にむしろ本質的なものであったというべきであろう。革命のなかでは、「敵」に対する寛容はありえないからである。⁽¹⁾

したがって、平等派によって原理的に主張され、確立された民主々義的な諸原理のうち、信仰の自由の原則の定式化においてリルバーンのはたした役割は、それほど大きくはなかったであろうという推測が可能である。この推測を裏づける1つの傍証として、「人民協定」のなかの「信仰の自由」の条項をめぐる平等派と独立派とのあいだで展開された1648年12月のホワイトホール会議で、リルバーンの発言はきわめて少なく、しかも討論の核心にふれていない、ということがあげられるであろう。いずれにせよ、1646年以後のリルバーンの数多くのパンフレットは、さきにあげた「抑圧者の抑圧の宣言」や「イングランドの新しい鉄鎖の発見」(1648年)のなかの同様の主張を除いて、まったく「信仰の自由」の問題にふれていないのである。

リルバーンが一貫してカルヴィニズムの立場を守りつづけたかどうかは、

(1) この点については、拙稿「イギリス革命における宗教的寛容の問題」(人文研究第28輯, 1964年7月)参照。

判定の難しい問題であるが、1652年に出版された「ジョン・リルバーンの弁明」にあらわれた断片的な言葉は、なおかれのカルヴィニスト的傾向を感じしめる。しかし、かれの最後の著作である「ジョン・リルバーンの復活」(1656年)においては、神秘主義の色彩がいつそうつよまり、クエーカーへの接近がみずから告白されるにいたっている。その冒頭でリルバーンはつぎのようにのべている。「いま、はっきりとわたくしの中に輝やいている神の光から、多くのつよい衝動をうけ、わたくしの魂の中の生命と力とにみごとに目覚めて、わたくしの真の信仰を印刷に付して公に宣言し、クエーカーとよばれる目覚めた人々の告白する神的な、聖なる原理の生命と力のうちに(現在、可能なかぎり)生きつつある⁽¹⁾」リルバーンはいま、「イエスの光が魂の中に輝やいている⁽²⁾」ことを感じ、神とまじわり、神と語り、「自分自身の中に神の体験的証言 (experimental witness) をもつ⁽³⁾」と感ずるにいたった。そしてかれは、「剣を投ぜんがために」この地にきたのではなく、「剣をうちかえて鋤となさん⁽⁴⁾」というのである。「今後わたくしは、決して地上の剣をとらず、また剣をとるものともまじわらないであろう⁽⁵⁾」

こうしてリルバーンはその不屈のたたかひの生涯を終わることとなる。思想的にそれは、殉教者から革命的民主々義者へ、そして諦観の世界への逃避と、特徴づけられるであろう。宗教思想的には、それは神秘主義的傾向をもったカルヴィニズムから、政治的民主々義へ、そして最後にふたたび神秘主義へという振幅をしめしたといえる。そしてこのリルバーンの思想の変動の過程は、イギリス革命における民衆運動の、まさに典型的な思想的反映であったといえるであろう。

(1) *The Resurrection of John Lilburne*, p. 1.

(2) *Ibid.*, p. 1.

(3) *Ibid.*, p. 10.

(4) *Ibid.*, p. 12.

(5) *Ibid.*, p. 14.